

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」に係る新旧対照表

改正後	改正前																																		
<p>悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定</p> <p>平成十四年十一月二十八日 告示第千百九十九号</p> <p>平成七年広島県告示第三百十三号(悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の全部を次のように改正する。</p> <p>悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条及び第四条の規定に基づき、規制地域の指定及び規制基準の設定を次のとおり行い、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>第一 物質濃度規制に係るもの (略)</p> <p>第二 臭気指数規制に係るもの</p> <p>一 規制地域の指定</p> <p>次の表の上欄に掲げる市町における同表の下欄に掲げる地域の範囲のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廿日市市</td> <td>すべての地域</td> </tr> <tr> <td>安芸高田市</td> <td>向原町の地域</td> </tr> <tr> <td>山県郡北広島町</td> <td>すべての地域</td> </tr> <tr> <td>世羅郡世羅町</td> <td>すべての地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 規制基準の設定</p> <p>1 法第四条第二項第一号の規制基準</p> <p>次の表の上欄に掲げる市町の同表の中欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に掲げる臭気指数を許容限度とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地域の区分</th> <th>臭気指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廿日市市</td> <td>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域</td> <td>一二</td> </tr> <tr> <td>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域</td> <td>一五</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	地域の範囲	廿日市市	すべての地域	安芸高田市	向原町の地域	山県郡北広島町	すべての地域	世羅郡世羅町	すべての地域	市町名	地域の区分	臭気指数	廿日市市	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一二	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五	<p>悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定</p> <p>平成十四年十一月二十八日 告示第千百九十九号</p> <p>平成七年広島県告示第三百十三号(悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の全部を次のように改正する。</p> <p>悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条及び第四条の規定に基づき、規制地域の指定及び規制基準の設定を次のとおり行い、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>第一 物質濃度規制に係るもの (略)</p> <p>第二 臭気指数規制に係るもの</p> <p>一 規制地域の指定</p> <p>次の表の上欄に掲げる市町における同表の下欄に掲げる地域の範囲のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸高田市</td> <td>向原町の地域</td> </tr> <tr> <td>山県郡北広島町</td> <td>東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、大元、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細身、才乙、大利原、南門原、苅屋形、草安、奥原、土橋、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚の地域</td> </tr> <tr> <td>世羅郡世羅町</td> <td>すべての地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 規制基準の設定</p> <p>1 法第四条第二項第一号の規制基準</p> <p>次の表の上欄に掲げる市町の同表の中欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に掲げる臭気指数を許容限度とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>臭気指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸高田市(向原町の地域に限る。)</td> <td>一五</td> </tr> <tr> <td>山県郡北広島町(一の表の山県郡北広島町の項地域の範囲の欄に掲げる地域に限る)</td> <td>一五</td> </tr> <tr> <td>世羅郡世羅町</td> <td>一五</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	地域の範囲	安芸高田市	向原町の地域	山県郡北広島町	東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、大元、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細身、才乙、大利原、南門原、苅屋形、草安、奥原、土橋、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚の地域	世羅郡世羅町	すべての地域	市町名	臭気指数	安芸高田市(向原町の地域に限る。)	一五	山県郡北広島町(一の表の山県郡北広島町の項地域の範囲の欄に掲げる地域に限る)	一五	世羅郡世羅町	一五
市町名	地域の範囲																																		
廿日市市	すべての地域																																		
安芸高田市	向原町の地域																																		
山県郡北広島町	すべての地域																																		
世羅郡世羅町	すべての地域																																		
市町名	地域の区分	臭気指数																																	
廿日市市	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一二																																	
	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五																																	
市町名	地域の範囲																																		
安芸高田市	向原町の地域																																		
山県郡北広島町	東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、大元、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細身、才乙、大利原、南門原、苅屋形、草安、奥原、土橋、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚の地域																																		
世羅郡世羅町	すべての地域																																		
市町名	臭気指数																																		
安芸高田市(向原町の地域に限る。)	一五																																		
山県郡北広島町(一の表の山県郡北広島町の項地域の範囲の欄に掲げる地域に限る)	一五																																		
世羅郡世羅町	一五																																		

安芸高田市(向原町の地域に限る。)	すべての地域	一五
山県郡北広島町	すべての地域	一五
世羅郡世羅町	すべての地域	一五

2 法第四条第二項第二号の規制基準

1 の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の二に規定する方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

3 法第四条第二項第三号の規制基準

1 の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の三に規定する方法により算出して得た排出水の臭気指数を許容限度とする。

(平成一六年三月一日告示第二九四号)

改正文(平成一六年四月一二日告示第六〇五号)抄  
平成十六年十月一日から施行する。

改正文(平成一七年一月三十一日告示第一一八号)抄  
平成十七年二月一日から施行する。

(平成一八年一月一九日告示第四一号)

改正文(平成二〇年三月一七日告示第二四五号)抄  
平成二十年十月一日から施行する。

2 法第四条第二項第二号の規制基準

1 の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の二に規定する方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

3 法第四条第二項第三号の規制基準

1 の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の三に規定する方法により算出して得た排出水の臭気指数を許容限度とする。

(平成一六年三月一日告示第二九四号)

改正文(平成一六年四月一二日告示第六〇五号)抄  
平成十六年十月一日から施行する。

改正文(平成一七年一月三十一日告示第一一八号)抄  
平成十七年二月一日から施行する。

(平成一八年一月一九日告示第四一号)